

別添 2

行政手続オンライン化法に基づく国土交通省主務省令（通則省令）の概要

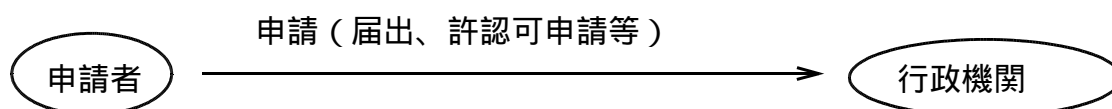
1．題名

「国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」（以下「通則省令」という。）

2．趣旨

国土交通省所管法令に係る手続は、特別の定めがある場合を除き、通則省令の定めるところにより、電子情報処理組織を使用して（オンラインにより）行うことができることを規定する。

3．オンラインによる申請



（1）入力的基本原则

申請者は、行政機関が指定する様式に記録すべき事項（国土交通省の汎用受付システムにおいては XML 形式で HP より提供） 添付書類等に記載・記録されている事項を入力して行わなければならない。

なお、添付書類の入力は通常スキャナーを用いて行われるが、登記簿謄抄本等公的機関が発行するもの等は、必要な限度において原本の提出を求めることができる。

（2）入力の特例

添付資料の入力に代えて、書面等による提出

書面や電磁的記録（CD-ROM 等）による提出を妨げない。

現物を提出すべき手続の特例

有体物等の現物の提出を必要とする申請等を行う場合には、当該有体物等を提出しなければならない。

（3）オンライン申請の認証

電子署名を付する手続について、電子署名を義務付け（厳格な本人確認・セキュリティの確保を必要とする手続）

ID・パスワードを用いる手続について、事前に入手した ID・パスワードの入力を義務付け（全ての手続に共通）

(4) オンライン申請の手続簡素化

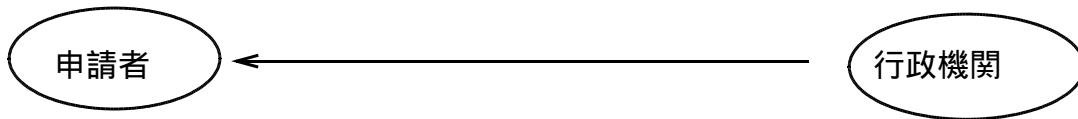
同一内容の様式や添付資料を同一官署に複数通提出するときの特例
当該部数の提出があったものとみなす。

公的機関が発行する電子証明書の提出の場合等の特例

例 行政機関の指定により、商業登記認証局が作成する電子証明書を送信する
場合は商業登記簿謄抄本の提出不要

4. オンラインによる処分通知

処分通知（オンライン申請による処分通知、それ以外の処分通知）



(1) 相手方の同意

オンライン申請に対する処分通知は、あらかじめ書面によることを求める場合を除いて、オンラインによって行うことができる。

書面による申請に対する処分通知や申請によらない一方的な処分通知は、オンラインで処分通知を受けることを申し出たときに限り、オンラインによって行うことができる。

(2) 行政機関側の電子署名の義務付け

(3) 書面による処分通知

処分通知の相手方が一定の期限までに相手方のファイルに記録しない場合や行政機関が必要と認める場合は、行政機関は書面により処分通知を行うことができる。

注) オンラインによる処分通知は、今後システムの拡充を予定